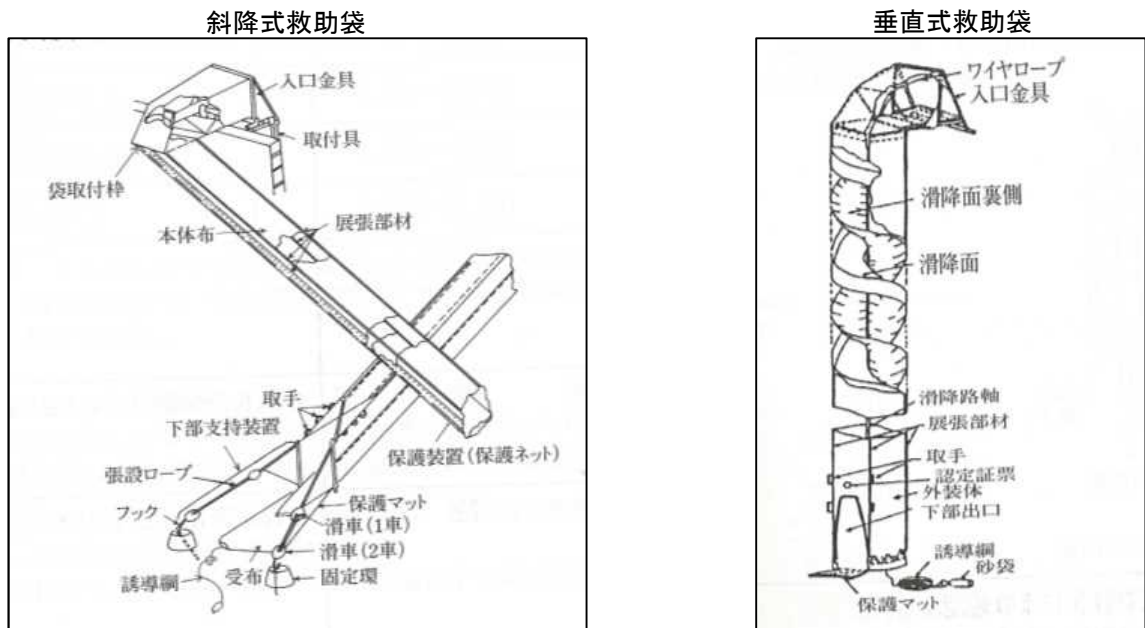


## 学校施設における避難器具（救助袋）の取扱いについて

### 1 避難器具とは

避難器具とは、火災等が発生したときに、地階又は2階以上にいる人が階段を利用して安全な場所まで避難することができなくなった場合に備えて設置されるものであり、地階又は2階以上にいる者は、避難器具を使用することにより、地上等の安全な場所まで避難することができる。避難器具には、「避難はしご」「救助袋※<sup>1</sup>」「緩降機」等があり、用途や階数により設置可能なものが定められている。



※1 救助袋の種類には上記の2種類がある。

### 2 避難器具の設置基準と維持管理について

消防法では、避難器具を設置する必要がある建物構造等の基準が規定されており※<sup>2</sup>、2階以上（主要構造部※<sup>3</sup>を耐火構造とした建築物の2階を除く。）又は地階で、収容人員※<sup>4</sup>が一定以上の階等には避難器具の設置が必要となる※<sup>5</sup>。

また、消防法では、避難器具を含む消防用設備等について、定期的に点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告するとともに、技術基準に適合するように維持管理することを求めている※<sup>6</sup>。

※2 消防法施行令第25条に規定。

※3 建築基準法第2条第1項第5号に規定されており、壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいう。

※4 小中学校等の場合、教職員と児童、生徒又は学生の数を合算して算定する。

※5 減免規定があり、設置が免除されている場合もある。

※6 消防法第17条第1項及び第17条の3の3に規定。

### 3 経年劣化が進行した救助袋について

設置後一定年数を経過している救助袋の中には、経年劣化の進行により、以下に示すように技術基準を満たさず危険性を有するもの等が存在する可能性があることが判明した。

- ① 救助袋本体の下部出口と降着面との距離が無荷重の状態では50cm以下でなければならないが、経年劣化したものの中には、本体布が収縮しこれを満たさないものがあり、救助袋の利用者が着地時に怪我をする恐れがあること。
- ② 古い救助袋の本体布の中には、十分な引張強度を有していないものが数多くあり、救助袋の利用者が降下中に本体布が破損する可能性が高いこと。



古い斜降式救助袋に関する検証実験の様子※7

※7 上記写真の場合においては、救助袋の下部出口と地面との距離は約90cmであった。

### 4 通知について※8

3を踏まえ、各学校における避難器具の点検及び報告に際して、以下の事項を参考にし適切な維持管理が図られるよう、地方公共団体の消防部局に通知されている。

- ① 点検時において、救助袋本体の下部出口と降着面との距離が無荷重の状態では50cm以下であることの確認を徹底すること。
- ② 建物に設置される救助袋は「避難器具の基準を定める件の一部を改正する件」（昭和56年消防庁告示第8号）に規定された救助袋の構造、材質及び強度に係る技術基準を満たす必要があるが、当該技術基準策定以前から設置されている救助袋（以下「告示前救助袋」という。）については、上記①を含む点検項目において、不備が確認された場合は、使用し続けることができないこと。
- ③ 本体布の経年劣化が進行し、補修により対応できない場合は、当該救助袋の取替えを指導されたいこと。
- ④ 告示前救助袋については、特に学校施設に設置されている割合が高いため、特に注意が必要であること。

※8 避難器具（救助袋）の点検及び報告の実施に係る留意事項について（通知）（平成28年3月31日付け消防予第99号）。